

別添資料6. 協議先ごとの議事録

10月17日(木) 11:00-12:30

中央計画庁

行政改革の途中で、中央計画庁は、あと2.5ヶ月でなくなる。他の機関もなくなるものもある。よってカウンター・パートになる機関については、まだ不明。権限をどうするかも決まっていない。中央計画庁はポーランドの長期に関する提案を政府に行う戦略研究センターとなる。また、経済省といっしょになる部分もある。

ポーランド市場経済化は今年で7年目を迎える。改革の最初の2年は経済の大きな崩壊の時期であった。GDPは15%減少。産業生産は1/3減少。改革の大きなショックが原因であり、外的要因も大きい。特に、東の市場では崩壊が大きな要因。経済成長がプラスになったのは、92年。以後、毎年拡大。1992年のGDP成長率は2.6%、93年3.8%、94年5.2%、95年には7%の成長。他の欧州諸国に見られる水準。景気の

加熱。96年の経済成長率は落ちているが6%程度であろう。

市場経済化以降、経済主体の景気に対する取り組みが変わった。市場に生き残り、競争力をつけることが重要であることを認識した。また、国内外での競争により経費削減に重点を置いた。さらに、最終製品の材料コストとエネルギーおよび労働の効率化を進める一方で最新技術の導入で労働の削減をおこなった。

特に、製品の品質改善が重要であるとの判断から、マクロ経済指数にも現われている通り、品質改善を目指した動きが高い投資率に見られる。投資は21.2%上昇(95年)。

今年も拡大中。経済主体の競争力を表わしていると考えている。競争力のある輸入製品と戦わなければならない。消費財でも投資の面でも効率の重要性がある。

95年1月1日から輸入の自由化の一つで関税の自由化。20%の関税減税。95年7月1日から、食料品が10%の減税。結果として、99年1月1日から輸入税を0にする。但し、例外として自動車産業。輸入税を撤廃。1995年5%を0にする。97年1月1日から全く0。

もう一つの改革は輸入の増大。95年に輸出はドル高で30%上昇。今年取引先の景気後退で10%程度の拡大。外国との貿易収支の赤字は拡大。1年間で100億ドルの赤字。但し、国境間の貿易はこれらの収支に表れていない。大蔵省によると、推計では国境貿易は85億ドル。輸入は20億ドル。外国との貿易収支が赤字であるにも関わらず、外貨準備高は拡大。今年末は、220億ドル(外貨準備高)。投資に関しては、直接投資が拡大。改革が始まってから今年の半ばまで直接投資の受け入れは102億ドル。しかし、日本からは3,300万ドルで低い。

最後にポーランド経済の課題の第一は高いインフレである。CPIで今年20%程度。今世紀末までに1割台にしたい。もう一つは高い失業率。今年の12月に予測されている失業率は13.5%。1994年7月は16.9%だった。毎年インフレ抑制しようとしている努力と共に失業率も改善している。

最後にマーストリヒト条約について話したい。つまり、今年、予測の赤字はGDPに対して2.6%。マ条約は3%。もう一つの基準は公的債務が54%(対GDP)マ条約では60%。

Package 2000の推移状況については、GDP成長率でも95年、96年の目標を超えた。輸入も促進。輸入の拡大も予想以上に大きい。貿易収支の赤字も大きくなってきた。失業率も予測より低いレベル。投資の拡大に伴い、新しい雇用が生まれている。また、Package 2000の目標水準よりも投資が拡大。目標より悪いのはインフレ。一般的にはPackage 2000は、実施不可能ではない。インフレは経済の構造の問題である。

国家予算の歳出の37-38%が債務であり、その中には公的債務、利息、社会福祉が含まれる。しかし、前の年と比べると、歳出幅は減少。こういった割合をさらに下げるためには、社会保障システムの改革が必要である。また、対外債務の返済に関しては、。パリクラブとロンドンクラブのスケジュールでは、毎年15-25億ドル返済する。2000年までこのレベルで支払い。2005年までは30-40億ドル。2006-2007年で50-60億ドル。ポーランド95年度は債務と元本払いはできる。例えば、7年前は輸出は100億ドルの赤字、対外債務は400億ドル。2000年以降、債務支払いは困難を伴うものの出来ないことではないと考えている。

ポーランドには3つの年金を支給している。一般労働者、警官・軍人及び農業。社会保障システムの改造を目指しているが、その目的は会費により支払われる保証システムである。

現在は、国営予算の14%を社会保障。農家の年金支払いには93%の補助金。一般的には、改革は労働者の場合は会費から、軍人などは継続して国家予算から、農家の保険は一部は会費、一部は国が提供する。しかし、農家は会費の分を拡大して、国の支払いを減らそうとしている。その他に、全ての人が対象となる保険システムを作ろうとしている。健康保険と失業保険も改革しようとしている。健康保険と失業保険は雇用者と労働者の負担。Pensionの問題はポーランド側も重要課題である。方針として国家予算の負担を減らそうとしているが多くの課題を抱えている。

ポーランドには大きな地域格差が存在する。地域格差は地理的・政治的な条件により規定されている。よって、総合開発計画の策定は極めて重要である。また、民営化の一層の推進や外国からの投資の受け入れを通じて、地域格差をなくしていきたい。そのためには、インフラの改善も極めて重要である。

地域格差の是正に当たっては、EUのPHAREプログラムやCROSSBORDERプログラムからの資金を得ている。また、ポーランド政府が有するプログラムも存在する。ただ、地域開発のための資金の67.2%が労働者生活基金に当てられており、インフラ整備に回される資金の割合は小さい。また、今後、この資金が増えることはない。

極度な中央集権体制を回避するために、地方分権を促進していきたいと考えている。政府部内では三段階モデルと称している。Gmina、県、地方（ゲルカ・ポレスカ）の3つの段階が地域計画に関わるものである。新空間計画法はこの概念に基づいて策定されたが、今なお未整備でもある。その議論の中心は、どこに主体をもたせるかという点にある。

インフラでは、ワルシャワーコニンーボズナニを通る幹線が高速道路化される計画があるが、資金の入手先は今なお未定。天然ガスのパイプライン（シベリアー西欧）のポーランド国内の部分が建設中。コニン県も通過する予定であり、供給ステーション（Sub-Station）も整備される予定である。また、高電圧の配電ネットワークを整備する予定である。このネットワークは民間により確立するが、発電所兼熱供給プラントは国庫が全株を所有する株式会社にする予定である。

10月17日（木）14:00-16:00

商工省

英文でのデータに関しては、ポーランド中央計画局が扱っている。また、県レベルの統計局がそれぞれの県にある。また、企業に関する統計は、無記名のものがある。商工省のデータに関しては、産業の現況に関する年度報告書があるが95年のものは未だできていない。

コニン県にあるアルミニウム産業は民営化された。将来性があるのはアルミニウムの加工である。精錬についての課題は生産性（エネルギー消費）と国際的な市況が重要である。精錬の部分は切り離す可能性がある。

コニン県には燃料とエネルギーのComplexがある。このComplexには3つの発電所と2つの褐炭採掘所がある。過去にポーランドには褐炭を使用する発電所はなく、1950年後半にできた。3つの発電所はポーランドの11%を供給しひとつの株式会社になっている。

2つの採掘場は国営のまま近代化の対象になっている。近代化を促進しないと発電所は消滅する。技術力の面で、実際に問題があるのは発電所にある。発電が止まると褐炭も必要なくなる。よって、発電所を一番に考える必要がある。近代化には6億ドルが必要。2005年までに再編を行う必要あり、資金調達も緊急の課題である。

発電所は、民営化プロセスにある。コンサル会社が選出され、民営化プロセスに突っ走っている。今の時点で様々な分析が行われている。その後、民営化の承認があって、売り先が決まる。新エネルギー法による民営化では、エネルギー状況を監視する新組織を作り、独占を回避することを指向している。民営化が完了することは、政府が個別の企業として扱う段階が終了した時と同じで、民営化されたら、個別の経営に口を出さない。

国が100%の株式を保有している場合は大臣が株主で、現在、3つのComplexは国庫所有で、商工大臣が代表者となり経営をウォッチしている。民営化された場合、株主としての権限がなくなる。

今の時点では、国内エネルギー価格は、大蔵大臣が決定。新エネルギー法は施行2年後、エネルギー価格は自由化される。最終的にはエネルギー価格は適正化されることを目指している。将来には、エネルギーの供給はプール制が適用される。Best PriceのOfferにのることができる。また、コニン県の褐炭の制限があるが、エネルギーの生産コストがコニン県では安いことは確かである。

中小企業の育成にも多くの課題がある。共産党時代、国営企業を中心とした大企業にはFull-

Set型の産業構造があり、中小企業が生成する土壌がなかった。国営企業で培った内部の技術を外部に持ち出すことは許されず、結果として中小企業は存在しなかった。また、現段階で中小企業を興すためには資本が必要である。よって、もう一つの重要な視点は、技術政策と呼ばれるものである。技術開発庁が設立される予定で、技術開発庁に関する法律が国会で承認済である。

この開発庁の役割は、最新技術 (High-Tech) を中小企業に移転させるとともに、中小企業の設立を促すことである。しかし、準備中で本格的な活動が始まるまでに時間がかかる。また、ポーランド技術認証センターというのがあって、また、基準にあった承認を与える研究所があるがこれも十分に機能していない。さらに、全国中小企業振興センターを作る計画があるが、Non-Profitの組織で、働く人を見つけるのは難しい。現段階では商工会議所がそれらの機能を負っているが、十分に機能していない。

環境問題に関しては、ポーランドでは一般的に環境にNegative-Impactを与える人が責任をとる。よって、経済主体としての企業が責任をとる形をなす。ただ、この権限は商工大臣には帰属せず、商工大臣も政府および国会が承認した国家環境保護政策に従わなければならない。産業政策もエネルギー政策もこの法律に支配される。産業政策の枠組みの中で必要な環境保護に関するものは、国際的水準での取り組みが必要なこと、そして、それに産業を合わせていかななければならないことである。

また、EUの対する議定書の義務にも従わなければならない。SO_xはすべてのエネルギー産業に適用され、コニンの工場にも適用されなければならない。プログラムの目的はSO_xの排出を抑制する。もう一つの視点は、大気温暖化対策に従う必要もある。エネルギー産業がどのような制限があるかは今のところわからない。

ポーランドの環境保護規制はEU諸国と同様に厳しい。コニンのMaster Planを作るときは、環境規制の法律に目を通す必要がある。

廃棄物処理の問題は、ポーランドの場合、特にドイツと比べるとかなり遅れている。現段階では、2つの廃棄物処理の法律が提出されている。ひとつはGminaを対象にした処理であり、もうひとつは産業廃棄物の処理である。今年中に決まるようで、この法律が承認されればかなり整備されると考えている。

ポーランドでは特別な工業団地および輸出促進地域はない。あるのは非関税地域と特別経済地域で、商工省は去年承認された特別経済地域 (ミエレツ、スバウキ (北東)、カトヴィツェ、ヴァウエツ) を管理している。この承認に関しては、県の人々が発意して商工大臣に申請書を提出して決定する。特別経済地域は10年間の法人税免除であり、税金控除は投資した額までとなっている。特別経済地域への優遇措置は内外の企業の区別なく適用される。

10月18日 (金) 9:00-10:00

国庫省

ポーランドの民営化は3つの法律を中心に規定されている (「国営企業法」(81年9月採択)、「国営企業民営化法」(90年7月採択)および「国民投資基金と民営化に関する法律」(93年4月採択))。90年8月に8,400社に上った国営企業は約96年9月で3,754社が民営化の過程に入ったが、これは計画の水準を大きく下回っている。

これらの法律に則った民営化には大きく分けて3つの方法がある。まず第一は国営企業民営化法に基づく資本民営化である。この方法では、まず所管官庁が所有する国有企業を国庫所有会社に移管して国有の株式会社に変換して、その後公募によって売却される方法をとる。大規模・中規模の民営化を進めるこの方式では、96年9月の段階で1,059の企業がそのプロセスに入り、180が完了している。また、従業員は公定価格の50%で全株の20%までが購入する権利が与えられる。

第二には、国営企業法37条による民営化で、民営化を行っても経営を行い得る優良企業がこの方式をとる。中小規模の企業が中心で、売却、併合あるいは従業員へのリースによって民営化される。96年9月末までの段階で1,296社がこのプロセスに入り、1,169社が完了した。

第三には、既に破綻に直面している企業に対して、国営企業法19条によって民営化される企業である。所管官庁が精算を決定するが、その方法は企業自身が決定する。この方法により96年9月末の段階で511社が完了している。さらに、民営化を加速する方法として、世界銀行がリーダー・シップをとって93年4月に採択された「国民投資基金と民営化に関する法律」に基づく方法がある。所有権は国民投資基金 (NIF: National Investment Fund) に移転されるこの方法は、売上高1,100億ズロチ以上で、

かつ、黒字を計上している製造業に対して実施される。15の基金が設立され、各基金に所属する25社程度の企業が助言を行い、株式市場への上場を促す方法である。これらの基金が保有する株式が国民にバウチャーとして配布される。バウチャーの価格は手数料としての20ズロチ。

間接民営化（内外の投資家に売るの）が最も効果的である。この民営化の方式では企業の継続性と収益性が考慮され、外国からの投資が大きく増えている。

9月末までの民営化は、銀行の場合は大蔵省が、エネルギーは商工省が、それぞれ民営化を担当してきたが、機構改革により10月1日から国庫省が、向こう1年間、全てを担当する。

10月18日（金）11：00-12：30

国土計画建設省

新空間計画法により、ポーランドの地域開発計画は大きく変わった。1994年7月7日に国会に承認され、95年1月1日に施行。

県は地域と同じように理解され、各知事は全国の空間開発経済計画を作っている。この計画の中で、県の今後のあり方を指し示すために必要な条件・目的・方針を決定する。その後で自治体の会議で決定し、建設省との協議で決定される。決定は官報で公表される。

地方の政策にImpactを与える政策は、全国空間開発計画の一部である。中央行政機関が様々な計画を立てている。しかし、その目的は、たくさんの地域をカバーするようなものでなければならない。閣僚評議会の承認を得る前に、中央計画庁、建設省の承認も必要。その目的はそれぞれの県の計画が全国との計画との整合性が必要であるからである。建設省も中央計画庁の長官の決定に対して予算措置も行う。

プロセスは以下の通りである、知事がGminaの承認を得てProgramの登録。知事は政府の代表者としてGuminaと交渉する。うまくいかない場合、閣僚評議会が決めることとなる。

新空間計画法では現地の地域開発計画が基本となる。全国の開発計画はそれぞれのGminaの開発を関連させるものとなっている。県レベルの開発計画は国の行政機関による計画との整合性のことも考慮される。つまり、新しい開発計画の概念は、知事がGminaとの調整を規定していることとなる。

県のStudyの内容は、現状の分析（対象は10年間の資料）を新しい法律に基づいて作成したものである。新法が現行法になってから、全ての県知事は、県毎の開発計画を作ることが義務付けられた。7月に49県から計画が出され、建設省が中央計画庁に提出。これは、全国の開発計画の資料となる。概念は97年第一四半期末に公表される。

知事がGminaの担当者との意見交換を行い、中央計画庁と建設省との会議を行う。情報交換の目的は、今後の協力のあり方やスケジュール、課題である。

新法の計画の主体はGuminaである。県知事が県レベルのプログラムを作成する。家行政機関が全国レベルのプログラムを作る。よって、ひとつのProgramにはいくつかの問題・課題が存在する。過去には中央がただ命令するだけでGminaには発言の機会がなかった。また、公共事業に対してもGminaに拒否権はなかった。新法では、公共の課題を実施するため、解決に向けてGminaを取り込んでいる。例えば、知事があるGminaに県レベルの病院を作る場合、知事は県の開発計画にその計画を盛り込み中央計画庁と建設省が承認する形をとる。ただ、資金の出所がこのプロセスで決まるのではない。あくまでも各種の基金等から個別の交渉によって引き出す必要がある。

10月18日（金）14：00-15：30

農業省

旧体制時に国と共産党が持っていたのは農地は農地全体の28%。以下の2点により、市場経済の導入は農業を困難な状況にした。まず第一は構造の問題である。現在ポーランドの農業面積の平均は7haであるが、地方によって15ha平均の地域もある。旧体制では100haもあった。90年まで個人農家の従事者の大半は60歳以上であった。市場経済化以降、失業率が上昇し、都市への出稼ぎ農民が帰農し、農地を若い人に渡す傾向が強まった。現在、個人農家従事者の約50%が40歳以下となっている。

第二には、現在、個人農家の数は220万であるが、そのうちの146万人が労働者と同じ保険を払っている。また、150万は自給自足で、農業省の予測によると、ポーランドの農家の15-17%が全生産の70%を提供。すなわち、大規模な農場がポーランドの農業を支えているわけで、大規模農場は、有能な人材が良い機械で作っている。

市場経済化で農家は増えていない。10ha以上の大規模農家が増えて、2ha以上の零細農家も増えた。結局、2-10haの農家の数が減少したことになる。ポーランドの農業問題は、農村に過剰な人口がいて、偽装失業状態にあることである。よって、市場経済化以降、生産性も大きく低下した。農業省は農業改革プログラムを有している。このプログラムの根底に流れている思想は、農村に、誰が、どのようにして、また、どのような資本を得て、新しい職場を創出するかである。

農業省には以下の3つの庁がある。まず、「農業市場庁」は過剰な農業製品を売買する機能を有する。また、「国庫農業所有権庁」は国営農場の商業化・民営化、失業対策（リストラによって発生する失業対策）に当たっている。さらに、「農業再編成近代化庁」は農家のためのソフト・ローン（低利クレジット）を提供する機能を有し、具体的には銀行金利と農業金利との間の差額分を支払う。特に、酪農業に対しては、個人農家による牛の買い上げや小屋の建設、酪農加工業の振興への支援を行っているし、子牛の育成や羊の飼育のための支援も行っている。その他に、若い人の農場の拡大の支援やダメになった農場を再活用するための費用を補助している。また、農村地域での新規産業育成のための低利融資や、Gminaを対象とした電話配線や道路建設、排水のための援助もある。さらに、学校、コンサルタント、政府プログラムにも援助を行っている。

特に、農業再編近代化庁には22のプログラムがある。このプログラムの対象は小さな町人口5,000人以下に住んでいて、農業の近代化を関係する計画を支援している（対象とならない分野は、例えば、うさぎの飼育やAgro-Tourismである）。融資額はあらかじめ決まっている。また、地域開発のための資金もあり、農業近代化のための融資額で特に教育分野への支援を行っており、具体的には農業訓練センターや農業教育センターの設立を行っている。

農業省の今後の課題は、第一に農業競争に負けてしまう人にどのような職場を作り、与えていくのかという点であり、第二に、食料品の価格を上昇しないようにどうするのかという点である。農業省は、大きな農家や小さな農家というもので、区別するものなく、将来にわたって生き残る農家と死にゆく農家として区別している。

市場経済下の中で政府の役割が制限されている。よって、条件を整備することが農業省の役割になっている。市場経済化以降、ポーランドの農業に対して、構造調整推進センターがleadershipを取ったことにより、全体で250億ドルの資金が流入した。ただ、農業省の推計では、2000年までに現在の農業従事者の1/5に職を与えるための取り組みが必要である。

ポーランドは農業分野において米国モデルを導入する方向である。ポーランドは日・独に比べて開発の度合いが低い。特別に教育を受けた人や、特別な設備が必要なのだが、資金不足であり、社会構造にも問題がある。農業従事者のうち、0.5%が大卒、17%が高校中退、37%が小学校卒業、その他は小学校も出ていない。結局、このような人たちにどのような職場を提供できるのかが大きな課題である。

価格の自由化は完全に行われている。但し、エネルギー、燃料、酒、タバコは例である。現行では、生産調整も行われていない。但し、生産物の輸出入には割り当て制度が有する。農作物の価格メカニズムについて、1990年まで社会主義体制の中で、単純労働として捉えられ、インフラも特に必要なく、教育を受ける必要もなかった。また、大規模農場は設備があって、補助金ももらっていたため、生産性も比較的高い。市場経済化は世界の市場価格に適應させていくことを意味しており、市場経済化以降の個人農家の生産性の低下は大問題である。

農業省はポーランドの農業における縦のintegration、すなわち、生産物の加工工場が農家と契約を結ぶ枠組みを作ろうとしている。ただ、歴史的な経験で他の農家と手を組むことがない。農業従事者のサイドに土地がとられるという概念もある。意識改革が必要で、農業学校の設立も重要である。農業協同組合がうまくいかない理由は、まさに「土地がとられる」という概念が根強いためであり、集団経営には国家や20-30歳の若手の農業従事者が動き出しているが、年寄りが強く反対する。縦のつながりを持ち、他の所には売らないという意識を前提とした契約が必要で、継続的占有取引先を維持することが必要である。農業省は農業相談教育センター（全国で5,000カ所くらい）を設立している。また、協同組合のあり方については、農業大臣が自らの資金で、農村地域にリーダー・グループと生産グループを作ったの試みも始まっており、うまくいっているものもある。効果を宣伝することが重要だと考えている。

ただ、共同組合のシステムは大きな農場には役立つが、零細農場には役に立たない。農村にいて働かない人をいかに農村から出し得るかが改題である。「そういった人にどのように職を与えるのか」が大切である。結局、重要なのは、農村開発であり、農村振興である。ポーランドの農産物は、2%の数の農場がポーランド全体の80%を売っている。

民営化した農場は、将来的にはいいだろう。また、農業政策の地域化が進んでいる。よって、それぞれの地域ごとの援助の吸収能力に違いがありすぎる。

10月19日（土）12：00-13：00

Kos-Pol Company（民営化された大規模農場）

1993年12月15日に民営化された。Kos-Polは国庫農業所有庁から従業員がリースをした形になっている。株主は54人。旧体制下の1,800haの半分がKos-Polに、半分が個人農に転化。

約400頭の牛のうち、118頭が乳牛。一頭当たり年間5,830リットルを生産。その他は肉牛（但し、小牛を含む）。また、1,200頭の豚。市場経済化前は牛・豚の所有数を決められなかったが、今は豚の景気が良いので飼育数を増やしている。羊は500頭程度。

市場経済化以前は1,800haに130人が働き、牛と豚を生産していた。今は900haに62人が働く。400haで穀物、100haで油粕、40haで甜菜を生産。また、50haには野菜や米を作っているほか、園芸も始めた。価格動向が読めず、また、安定した市場が形成されておらず、多様化の必要性が出てきた。但し、収益の2/3が畜産である。

人材よりも機材が必要である。Kos-PolではEU基準に適合させるために牛乳の冷却装置を買う予定。また、大型のトラクターやコンバインを買って生産性を高めたい。品種の適合化も重要であり、フランスから小牛を買った。ただ、農業への制度融資は15%～17%/年間で非常に高い。

リースの場合でも土地税を払う必要がある。Kos-Polの場合、土質が悪いので600ha分の土地税を払っている。現段階では株主に対する配当はないが、給料は支給できている（平均で690ズロチ/月；但し、畜産従事者は900～1,000ズロチ/月を得ている）。また、社会保障費は39.9%を支払っている。

10月19日（土）15：00-16：00

個人農家（Mr. Franciszek Sieslicki）

50haの土地で飼料を生産。土壌は比較的良質で生産性も高い。メス33頭の豚で年間約700頭の豚を生産。牛は30頭程度。豚はSieslicki氏が飼育し、牛は息子夫婦が飼育。雇用者はないが、周辺の個人農家の手伝いもする。また、120馬力のトラクターを所有する。他の個人農家に貸すこともある。市場経済化の前後で生産物や生産性、生産方法などに何ら変化はない。

10月21日（月）9：00-10：30

Power Station Group PAK

ポーランドのエネルギー政策の中で発電所の民営化を中心としたリストラクチャリングが重要なことは承知している。ただ、資本の効率的な使い方や新しい職場を如何に構築するのかと併せて、悩んでいる。PAKの今後のあり方は地域の褐炭産業のあり方と大きな関連があることも承知している。

ポーランドの電力エネルギー産業には3つのサブ・セクターがある：（1）製造（17の大規模発電所と5つの電力兼熱供給プラント）、（2）送電（ポーランド電気エネルギー・ネットワーク（一つしかない））、（3）配電（国が全株を保有する33の配電会社）。PAKは製造を行っており、ポーランド国内で第2の発電量を誇る（全発電量の11%）。

PAKがこのまま生産を続けるためには、褐炭産業の供給が維持されること（今後の新鉱脈での採掘も含めて）を前提に、2008年までに10億ドルの設備投資が必要であり、民営化プログラムの中で3割を自己負担するために新株発行を考えている。この設備投資が進まないと、設備の老朽化がもたらす発電産業の斜陽が褐炭産業にも深刻な影響を与える。発電所の多くはポーランド南部に位置しており、リストラクチャリングと民営化を押し進めないと、グダニスクを中心とした北部の工業都市に配電できなくなる。民営化の必要性は商工大臣も理解している。

これまで環境保全にも取り組んできており、過去8年間に2億ドルの設備投資を行った。これにより、同期間に燃烧した灰の排出量を1/4以下に抑えた。

リストラクチャリングを行い、また、大規模な資本投資をするために民営化は必要不可欠であるが、その最大の課題は労働組合の協力である。現段階では10の労働組合が存在する。労働組合はリストラクチャリングに消極的な取り組みしかしていない。その活動には旧体制時代の法律が今なお摘要されており、活動費をPAKが支給しなければならない。また、リーダー（グループ）間の権力闘争が活動

の中心となり、将来に亘っての建設的な活動ができない状況にある。

PAKの機械・設備は殆どが欧米のものである。過去に脱硫装置を購入した際に日本からの応札もあったが価格が2倍であった。

2010年～20年の間には天然ガスを活用した発電も検討している。現在の燃料転換効率率は38%程度であるが、天然ガスを利用した場合、50%ぐらいになると試算している。

コニン県の開発調査では、PAKの経済・社会的な観点からその必要性を十分に認識してほしい。

10月21日（月）11：00-12：00

Konin Open Pit Lignite Mine

今なお国有企業であり、従業員は7,230人。採掘と輸送、機械・設備の修理、建設資材の製造、ホテル（Sonata Hotel）、療養所を経営している。褐炭の採掘は年間1,300万トンで95%は発電所に売っている（一部、独自ルートによる輸出もあり）。2020年まではこの生産水準を維持する予定である。褐炭は2,150～2,350 kcal/kg、8%が灰で、硫黄の含有量は0.6%。所有する鉱脈の埋蔵量は6億トン（現採掘場の埋蔵量が2億トンで採掘を開始する予定の鉱脈に4億トン）。

採掘業は常に機械・設備に投資が必要である。ポーランド製の機械・設備を使っているが品質は良い。ただ、露天掘りで表層部を掘る場合は力の強いドイツ製の機械を使っている。

現在の鉱脈は5,100ha。過去5年間に9,000haを主に農民から買って4,000haを譲渡した。採掘が終わった土地は埋め直しが完了してから5年後に主に農民に渡される。土地の売却は入札により行われている。また、埋め直しを行った土地はEU基準にも適合している。

褐炭1トンを生産するのに7m³の排水が行われている。地下水の減少に関しては何の問題もない。これは、より深い地下水には何ら影響を与えていない。また、排水の際は褐炭の細かい粒子を取り除いている。

5年前には8,000人以上が働いていたが、年齢による自然解雇を中心に人員削減を行っている。これまで1,000人が自然解雇。また、25年以上働いていれば50才で年金受給の資格が得られる。

政府は2005年～10年の褐炭によるエネルギーの生産を言及しているが、それ以降の継続に関しては何も表明していない。

褐炭価格は商工大臣が決めるがインフレ率が勘案されていない。例えば、昨年のインフレ率は20%を越えていたのに褐炭価格は1.5%上昇したのみである。今年は8.5%上昇した。当社としては、インフレ率を上回る賃金上昇を実現したい。

10月21日（月）14：00-15：30

Konin Aluminum Company (HUTA)

80%の大株主はワルシャワにある国庫株式会社のImpex Metal。95年12月29日に民営化。20%は民営化新法に基づき、従業員に譲渡される。ポーランドにある唯一のアルミニウム工場。従業員1,600人。年間の生産量は約5万トン。輸出は約2割（ドイツ、スロバキア、チェコ、英国、イスラエルに輸出）。中間財を買うポーランドの企業は約1,000社。

元々は電力コストが一番安価なコニン県に立地。現在は約3割が電力にかかるコストである。アルミニウム生産は電力料金に左右されるが、電力会社と契約をして市場価格より安い値段で電力を調達。この契約に価格交渉の余地はなく、毎年の供給量だけが決められる。褐炭価格も電力料金も政府が決めている。

課題は加工部門の近代化であり、4万トンを生産している圧延部門を2倍にまで拡充してゆきたい。輸入品との競争は激しくなっており、機械・設備の近代化と技術の導入をもって品質を高くしたい。資金は新株発行と自己資金。2000年までの総投資計画額は1億ドル程度。

競争の激化に伴って、人材育成も重要であると考えている。旧体制時代から独自の技術専門学校をもっている。

Impex Metalは原材料を購入してHUTAに納入している。国内の販売と輸出はHUTA独自で行っている。原材料はアイルランドから輸入している。

従業員は減少しており、2000年には1,300人体制を構築したい。解雇は考えておらず、自然解雇で対応したい。

商品の多角化を進めており、高品質アルミニウムやニス加工品、建築材料も生産している。

ISO9000は取得済。14000の取得を準備中。

10月21日（月）16:00-16:30

Kon-Bet

1978年に会社設立。住宅建材・資材の最終製品の単品を生産。2つの建屋（6,000m²と3,000m²）を所有。100人以上の従業員を有する。現在は株式会社（95年3月31日に精算民営化）。土地は7haを所有し99年リース。78%は国庫、Konin県が19%、ドイツ系ポーランド現地法人のセメント会社が2%、民間の個人が1%。給料は平均で700ズロチ/人。

現段階での経営はうまくいっているが、多角化の必要性を感じている。特にインフラ関連のビジネスを考えている。西欧の水準（品質・外観・市場）に合わせる事が重要。特に、今後の高速道路の建設を見込んで高速道路用のコンクリートを生産してゆきたい。独自の研究所があるが研究者は1名。品質管理を担当する者が3名。

市場経済化以降、ドイツ企業から建設資材（壁用資材および柱）のOEM生産を行っていた。現在は行っていない。

売り先は約8割が建設会社。直接、売っている。半径60kmが商圏。建設資材では、旧体制時には最盛期で年間1,300戸のアパート建設があり繁盛したが今の新規着工はその1割程度。また、コンクリート部門でも、83年～85年は3,500m³の成形されたコンクリート製品が生産されたが、今は1,800m³程度。ただ、生コンの売上は昨年比で3倍に上っている。

望ましいのは、市場金利が高いことから、外国からの投資である。ドイツ企業との話しがあったが、資金調達が難しく実現しなかった。

RDAと市場調査を行ったが、大した結果は得られなかった。

10月21日（月）17:00-18:30

RDA of Konin

RDAは、法律上、不利な立場にある。すなわち、国の組織でありながら免税の対象ではないので、法人税を払っている。一方で、地域のプロジェクトにも関わらなければならないが、予算は限られている。

RDAはポーランド国内に50以上ある。93年にバラバラに存在したRDAが全国組織（National Association of Regional Development Agency: RDA）を組成した。また、コニン県内で20程度のワークショップを開き、今後のコニン県のあり方を討議した（報告書は来年の3月に完成する）。

RDAに資金的な余裕があれば次の3つの事業を展開したい。まず、産業構造を多角化させるために新規産業を育成したい。特に、食品加工業、環境関連ビジネス、アルミニウム加工業が有望である。第二には、高速道路と鉄道を活用した流通センターの建設である。第三には、人材育成のための教育機関の設立である。

コニン県を考える上で重要なのは、ボズナニに近くてボズナニに遠いことである。

特別経済地域をつくっても良いと思う。いくつかのグミナが協力して優遇措置をつくる。雇用を増やすことが重要である。

10月22日（火）8:30-11:00

コニン県とのS/W協議（主にundertakingについて）

1. 調査団より、ボ側のアンダーテイキングとして、事務所、車輻及び運転手、秘書、電話、ファックス並びにコピー機の提供を求めた。これに対しコニン県側から以下のとおり回答。

ア. コニン県における事務所については、RDAの部屋を提供する。

イ. 1～2台の調査用車輻をコニン県内に限り、運転手及びガソリン代も含め提供する。ただし、使用スケジュールを前もって知らせてほしい。県外での調査に際しては日本側の費用負担にて借り上げてほしい。その場合でも車輻借り上げの手配はボ側にて行うことが可能である。

ウ. 秘書については、RDAの秘書を兼任で配置する。

エ. 通訳の備上費の負担は困難なところ、日本側の負担をお願いしたい。ただし、アレンジについてはボ側にて行うことが可能である。

オ. 電話、ファックス及びコピー機については、その使用料も含め、ボ側が負担する。ただし、電話及びファックスの国際回線の使用料については、日本側で負担してほしい。

2. 県側より、日本側の経費負担によるポーランド語訳の報告書作成を要請。調査団側は翻訳に係る適当な人選の確保が日本では難しいことを理由に対応は困難である旨回答。これに対し県側は、先方独自にポーランド語訳の報告書を作成したい旨の希望を表明したところ、参考文書として作成することは差し支えない旨回答。
3. 県側より技術移転の一環として日本国内におけるカウンターパート研修の実施につき強い要望があったところ、日本側はこの要望を関係機関に伝達する旨回答した。
4. 調査結果普及のためのセミナー開催についても先方より強い要請があり、調査団側もこれに同意。具体的なスケジュールについては本格調査の中で取り決めることとした。
5. 県側より、ローカルコンサルタント（特にRDA及びボズナニ経済大学経済調査部及びブルフマン教授の研究グループ）を積極的に活用してほしい旨要望。調査団側から、ローカルコンサルタントの活用については、本格調査を実施するコンサルタントにその選択が委ねられることを説明したが、同時にその重要性も理解できることから、本調査を担当する日本側コンサルタントが決定したのち、この要望を伝える旨回答するとともに、候補者（機関）のリストを速やかに提出するよう先方に依頼。
6. カウンターパートについては、来年四月までに県側で人選を進める。
7. 調査分野について、県としては、「産業多角化」及び「物流・流通」に高い関心を持っており、具体的かつ適切な提言を期待。「農業技術」については、環境保全技術中心の調査として欲しい。また、「地方自治」の調査は、県レベルの行政は国の法律に則って行われているため、提言されても実行は難しい。調査対象は、グミナレベルとすべき。
8. 調査期間については特にコメントなし。日本側に任せる。

11:20-12:30

グミナ (Golina)の村長他と協議

Golinaは、町（人口2,500人）と18の村（人口9,000人）からなる。グミナとして議会と呼ばれる意志決定機関を持つ。構成は選挙（4年毎に行われ、前は94年に実施）で選出された22名の議員（議長を含む）。グミナの議会は地方での最高意志決定機関であり、これは地方自治体法に基づく。なお、郡・県レベルでの地方自治組織はない。

グミナは、地域計画（空間開発コンセプト：5年計画で道路・ゴミ処理場建設、上下水道施設整備等を対象）を立てる。これは全ての住民に公開され、そのコメントを取り入れた上で議会が最終的に空間開発プロジェクトを承認する。他方、県は県レベルの広域開発計画（道路等）を作成するため、両者間で計画の相互調整を行う。

グミナの予算は、国からの補助金及び自己収入（農業税、不動産税、森林税、交通税、個人所得税（所得の5%）等）からなる。この自己収入にかかる税金については、現在全国統一の、一つの税金にするという話もある。国からの補助金は単価が決まっており、人口に比例し配分される。Golinaグミナの年間予算は約7,500万ズロチで、大部分は経常予算に割り当てられる（グミナ役場の26名に加え、学校教員及び公益団体職員の給与を負担）。プロジェクトの立案、実施も自己予算での実施が原則のため、これらの資金は自分たちで調達する。具体的には、中央環境保護基金、市町村開発基金等のソフトローンや利子補填制度を利用している。

15:00-16:00

ボズナニ経済大学総長他と協議

コニン県の状況は10年前とそれほど変わっていない。ただ、農業サービス業等が徐々に拡大してきており、新規産業育成の可能性はある。コニン県では、環境保全分野での産業育成のポテンシャルがあると考えている。また、交通の要衝として発展する可能性もある。この場合東西つまりフランス、ドイツ～ロシアの幹線上にあることが重要（ロシアはポーランドの潜在的な市場と考えている）。南北という観点での発展可能性は必ずしも明確ではない。というのも南北の周辺諸国はすでにEU加盟

しており、また港の競争力が影響すると考えられるがグダンスクの港は国際競争力があるとはいいがたいからである。

コニン県の現状としては、大卒者の、15才以上の人口に対する割合が全国で一番低い（コニン県3.4%、全国平均6.8%、ポズナニ県9.6%）。ただし、平均賃金は高い。失業は、コニン市に限れば割合が少ない。個人農家の割合が高く、農業の収益性は低い。環境も不適切で水も足りない現状。

ポズナニ経済大学は、70年代からコニン県に現地研究センターという分校を有している。これは、土日のみの3年制大学で、卒業後バチュラーの資格が授与される。学生数は各学年に100名ずつ、計300名。学部は経済（経営マーケティング）及びアグロツーリズム（農業観光）がある。

コニン県としては、職業高等学校を設立したいという考え。建物は既に確保済み（現在の市役所を利用）。また、教育省に設立の認可を申請済みであるが、既存の高等教育法の下ではこの種の学校を想定していないので実現は不可能。故に、設立には右法律の改正が必要である。

10月23日（水）14:00-16:00

農業再編近代化庁長官他と協議

1994年に設立された近代化庁の主要な役割は、農家や農産加工業者が借り入れる銀行ローンに対する利息補填である。これは、現在の「ポ」の公定歩合が22%、商業銀行の利率は26~30%と高率であり、農業関係者の設備投資等が難しい状況にあることによる。その他、グミナの行う農村でのインフラ整備事業に対する融資（利率1%）も実施。主要資金源は国の補助金であるが、後者については、WBのクレジットASAV300も使用（ただし、このWB資金は今年度で打ち切られるため、後者の事業は来年度以降は実施しない方針）。利息補填の対象は、（1）設備投資クレジット用（96年度予算：5億1,700万ズロチ）、（2）生産に必要な原材料生産クレジット（肥料や殺虫剤等の購入：Operation Credit、同4億500万ズロチ）用、（3）インフラ整備クレジット用（同3億8,000万ズロチ）の3つがある。補填率は、利息の5~7割で、農家等の借入先の銀行（現在30の民間銀行を対象）に直接支払われる。40才までの経営状態の良い若い農家や開発プログラム事業（個人農家や実業家が行う民間事業）に対しては、最高の7割補填が適用される。補填の最高額は上記の補填対象の種類により異なるが、個人農家の設備投資の場合50万ズロチ、開発プログラムの場合（例：牛乳加工工場等）は200万ズロチ。ただし、近代化庁長官の権限で特別の場合にはこの金額を3倍にまで拡大することが可能。通常の利子補填額は一件あたり20~30万ズロチ程度。

利息補填へのアクセス方法は、まず、補填を受けようとする者は、農業センターあるいは民間の銀行にビジネスプランを持っていく。農業センターに提出された場合は、同センターがまず審査を行った上で、銀行に回付する。いずれの場合も銀行の審査を仰ぎ承認を得たうえで、近代化庁の審査が行われ、利息補填が行われる。銀行の中では食糧経済銀行が全体の7割近くを占める。

農業については、今後将来性のあるもののみ育成し、経営の良くないものについては、転業を促進していく考え。農地面積が3~5haの農家については、最低限の生活の維持が難しいと考えられ、農業以外の雇用を作り出す必要があると認識。農村での中小企業開発も重要と認識。

17:30-18:00

EU-Phareとの協議

Industrial Development Agency (IDA)、Polish Agency for Regional Development (PARR)及びPolish Foundation for Small & Medium Enterprise Promotion and Development (PFSMEPD)の3つの機関に通じての資金供与が中心的な活動。95年には約10億ecuの予算で52プロジェクトを実施。詳しい活動内容については、各機関に聞いて欲しい。Phareの活動は主に「ポ」のEU加盟を支援するもので、具体的には法律、インフラ等の整備や地域開発振興により、EUネットワーク造りの強化を行うことに主眼。地域開発振興プロジェクトは、94年7600万ecu、95年2000万ecuの予算で経済的に困難な6県を対象に実施。投資補助、トレーニング、アドバイザーサービスなどが中心的な活動。

10月24日14:00-15:00

海堀専門家との意見交換

ポーランドの中小企業対策はまだ具体的ではない。「ポ」には製造関連の中小企業が約20万ほどあ

るが、5年位で半分は入れ替わっているのが実状。流通業は個人が大半で残りは旧国営企業。調査のためクエスチョネアーを配布しても回答は戻ってこない。このような状況のため資料収集そのものが難しい。また、中小企業は脱税の温床とも言われている。企業経営診断、セミナー等のニーズは高いと考えられる。地方の産業振興には地方制度の改編が鍵と思われるが、実現には相当の時間がかかるものと思われる。本件本格調査の実施に当たっての留意点としては、EUへの加盟が挙げられる。すなわち、加盟後にはEUの政策や、EU全体の中での「ポ」の役割分担が、「ポ」の産業構造を規定する可能性がある。故に開発のシナリオを描くにあたっては、この点への配慮が重要である。2000年にEU加盟という話もあり、その場合には、3年後にEU-Phareの資金もなくなるとと思われる。

15:30-16:30

UNDP所長との協議

現在92-96のCountry Programを実施中。また、1997-2001のCountry Programのための、新しいAdvisory Noteを準備中である。新しいプロジェクトは3つの分野に焦点 (European Integration, Sustainable Lively Food, Sustainable Environmental Management)。活動としては、Environmental Conservation and New Employment, Preparation of Detail Analysis of Human Development including Konin, Coordinating Regional Development Strategies the Polish Government adopted。また、UNDPは、ポーランド政府と共同でNational Human Development Reportを作成。SME関連では、Credit Unionと密接な関連を保ちつつ、ISO9100及び14000の支援 (Umbrella Projectsの一環)、Business Incubatorのサポート (UNESTD資金) 等を実施。また、UNIDOは、日本の見返り資金でスタートしたミエレッツ市でのBusiness Incubator 支援のフォローを実施。

「ポ」が、EUに加盟するには、インフラ、環境、法律、公共サービス等の整備が引き続きの課題。EU加盟は2000年が目標とされているが、必ずしも達成されるかは不明 (但し個人的見解としては、ポーランド、チェッコ、ハンガリーはすぐに加盟する可能性もあると考える)。加盟後もAdjustment Periodとして5~10年は必要であろう。また、EUに加盟することで、EU内での役割分担が必然的に決まってくる。UNDPは、「ポ」のEU加盟後もしばらくは活動を続けるであろう。

別添7. 調査行程表

	月日	曜日	行程
1	10/15	火	移動 成田-フランクフルト (JL407)
2	16	水	移動 フランクフルト-ワルシャワ (DL58) 15:00:大使館との協議
3	17	木	10:00:中央計画庁との協議(経済現況、地方自治政策、地域開発政策に係る協議)、14:00:商工省訪問、15:30:JOCV調整員事務所訪問
4	18	金	9:00:国庫省、11:00:建設省、14:00農業省との協議
5	19	土	午前:コニン県へ移動、午後:民営化された大規模農場、個人農家、RDA訪問
6	20	日	団内打合せ
7	21	月	9:00:コニン県発電所、11:00:褐炭採掘場、14:00:アルミ工場、15:30:民営工場
8	22	火	8:30:コニン県事務所訪問、10:30:グミナ訪問、中小企業訪問、15:00:ポズナニ経済大学訪問
9	23	水	午前中ワルシャワへ移動 14:00:農業再編近代化公社、17:00:EU-Phare訪問
10	24	木	10:00:中央計画庁にてS/W、M/M協議、14:00海堀専門家と協議、15:30:UNDP訪問
11	25	金	10:30:S/W、M/M署名、15:30大使館(大使へ)報告
12	26	土	移動 ワルシャワ-フランクフルト(LH2891)、フランクフルト(JL408)
13	27	日	成田(15:00着)

*黒澤団長及び佐久間団員は、10月28日(月)にウーン事務所へ結果報告後29日に帰国。また、福永団員は10月23日に帰国。

別添資料 8 事前調査報告電「団長所感」の抜粋

1 国営企業の分割民営化

コニン県の主要3大産業である、褐炭、電力及びアルミ精練のうち、アルミ精練については、95年12月にすでに民営化され、中長期計画のもとに合理化、近代化が進められているほか（すでにISO9001の認証も受けている由）、電力については商工省を中心として現在民営化のプロセスにあり、来年中には民営化される由。また、褐炭については、当面民営化の動きはないものの、中長期計画に基づく経営が進められている。このように、これら基幹産業の経営改善、民営化は相当程度進んでいることから、本件調査に際しては、既存の経営計画及び民営化プロセスを十分考慮して、これら3大産業の方向性や産業構造の多角化を検討していくことが必要である。

2 褐炭及び電力産業の将来見通し

褐炭については、既存の4炭鉱は2021年までにすべて閉鎖されるが、新しい2つの炭鉱が2008年頃から採掘され、これら新旧を合わせた炭鉱の推定埋蔵量は6億トンで、向こう50年間程度は存続する見通しとの由。電力産業も3つの発電所のうち、1つは2015年までに閉鎖されるが、残りの2つは2030年代までは継続することが見込まれており、本格調査ではこれらの点を踏まえたくうえで地域開発計画を考えていく必要がある。

3 農業開発

当初我が方としては、主要産業のリストラによる余剰労働力の一部を、農業で吸収する計画を考えていたが、農業省次官によれば、農村地域ではすでに潜在失業率が高く、また、生産性の向上が見込めない零細農家をむしろ他産業へ転換させたい意向であることから、農業で他産業リストラによる労働力を吸収することは困難な由。したがって、本地域開発計画策定調査では、新規産業の育成により、いかにして雇用を拡大していくかが重要なポイントになると思われる。なお、RDAによれば、新規産業としては、食品加工、アルミ加工、流通センター、環境保全技術関連事業などが大きなポテンシャルを有するのではとの見解であった。

また、農業協同組合の育成については、農村を対象とした制度金融が、94年に設立された農業再編近代化庁によりすでに相当程度実施されていることから、農業協同組合の果たすべき役割は、生産物の共同出荷・流通や農村指導などの面を中心に検討することが必要であると考えられる。

4 地方自治

空間計画法により、各県の開発計画が本年7月に、各県から中央計画庁を通じ建設省に提出されたが、これらの計画は現状分析が中心であり、国家レベルでの具体的な開発のアイデアは、いまだ固まっていない。開発予算の流れ、関係省庁や各県のRDAとの関係、地方分権化の動き等いまだ不明な点も多く、本格調査ではこれらの点をまず明らかにすることが先決である。しかし、地方自治については、制度上及び法律上の制約もあり、抜本的な制度改革を伴うような提言を行うことは現実的ではない。本格調査では、地域開発の主体となるグミナ（ポ国における行政制度としての最小自治行政体）の在り方や、グミナ間のネットワーク構築等に関する提言に重点を置くことがより現実的であると考えられる。ただし、グミナが主体となる事業は、上下水道、道路及びごみ処理施設の建設等、社会基盤の整備のみであり、産業振興は含まれないことから、こうしたグミナの制約条件をも十分考慮する必要がある。

5 流通

ポ側は、コニン県にポーランドの中央に位置する東西の拠点としての流通センター的機能をもたせることを期待しているが、200km東にワルシャワを、100km西にはポ国第3の都市であるポズナニを控える立地条件や、道路網もいまだ十分整備されていない現状を踏まえながら、国家レベルでのインフラ整備計画とあわせて、比較優位を持った新産業の育成や投資環境整備による産業誘致がどれだけ可能かも十分検討する必要があると考えられる。

6 その他

ポ国にとっては、2000年を目途としたEU加盟が現在の最大の政策課題であり、そのためにEU基準に適合した条件整備が急がれている。したがって、本件調査にあたっては、これらの条件との整合性を踏まえるとともに、EU加盟後の様々な社会的、経済的インパクトを考慮した提言を行う必要がある。

以上

JICA

